

一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会東濃支部規約

(名称及び事務所)

第1条

1. この組織は、一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会（以下県代協という）東濃支部（以下支部という）と称し、事務所を支部長住所地に置く。

(目的及び組織)

第2条

1. 当支部は、その官轄地域内に本拠地又は営業所を有する県代協正会員を以て組織する。
2. 当支部は、地域に密着し事業活動を推進すると共に、県代協の事業目的遂行のため最善の努力を行い、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(役員)

第3条

支部に次の役員を置く。

- | | |
|--------|--------------|
| ① 支部長 | 1名 |
| ② 副支部長 | 2名 |
| ③ 会計 | 1名 |
| ④ 会計監査 | 1名 |
| ⑤ 幹事 | 各保険会社代理店1名以上 |

(役員を選任)

第4条

1. 幹事は、支部総会において正会員の中から選任する。
2. 支部長、副支部長、会計、会計監査は幹事会において会員の中から推薦し、支部総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第5条

1. 支部長は、支部を代表して支部に関する会務を統括し、県代協との連携の任にあたり、支部総会及び幹事会の議長となる。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
3. 会計が筆頭幹事となる。
4. 会計は、当支部の会計全般を処理しこれを支部総会に報告する。
5. 会計監査は当支部の会計が、規約に基づき適切に処理されているかを監査しこれを支部総会に報告する。
6. 幹事は、幹事会を組織し、支部に関する会務を審議する。

(顧問及び相談役)

第6条

1. 当支部に顧問及び相談役を若干名を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、幹事会の推薦により支部長が委嘱する。

(役員任期)

第7条

1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補充により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第8条

1. 支部は、支部総会、幹事会及び例会を以て運営する。
2. 支部総会は毎年4月に開催し、幹事会、例会は必要に応じ支部長が召集する。

(総会の付議事項)

第9条 支部長は、以下の事項を支部総会に付議する。

- ① 会務報告
- ② 収支決算及び予算
- ③ 規約の変更
- ④ 役員選任
- ⑤ その他重要と認めた事項

(決議)

第10条

1. 支部総会、幹事会における決議は、出席者（委任状を含む）の過半数の同意を以て決定し、賛否同数の場合は支部長の裁決による。
2. 例会は、会員相互の研鑽、討議、意見交流及び親睦の会合とし、必要に応じ幹事会に提議する。

(事業及び会計年度)

第11条

1. 当支部の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月末日を以ておわる。

(支部経費及び会計)

第12条

1. 当支部の経費は、県代協規定に定める経費及び別に定める会費を以て支弁する。
2. 会費は必要に応じて臨時会費を徴収することが出来る。

(慶弔に関する事項)

第13条

1. 会員死亡	生花1対	30,000円
2. 会員の配偶者死亡	生花1対	10,000円
3. 会員と生計を共にする子供の死亡	生花1基	10,000円
4. 会員の父母又は同居の義父母の死亡	生花1基	10,000円

第14条 本規約に定めなき事項については、県代協の諸規則に準ずるものとする。

(付則)

1. 本規定は、平成21年4月16日より実施する。
2. 平成14年3月16日より 第8条-2、第12条-1を一部改定。
3. 平成16年3月19日に第11条-1を一部改定。
4. 平成19年4月12日に第8条-2、第11条-1、第13条-3、第13条-4を一部改定
5. 平成20年4月17日に第3条、第4条-2、第5条-3、4、5、6を一部改定。